

内閣府

○総務省令第五号

文部科学省

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 高市 早苗

文部科学大臣 萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」とい

う。
は、
これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援)</p> <p>第十二条の二 組合は、当分の間、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付の申請(番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。)が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。</p>	<p>附則</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 組合は、この命令の施行の日前においても、組合員及びその被扶養者が改正法附則第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十七条第一項に規定する電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員及びその被扶養者が市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）に必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。